



2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 日創グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石田 徹
(コード：3440 東証スタンダード・福証)
問 合 せ 先 取締役 I R・S R 部長 諸岡 安名
(TEL 092-555-2825)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2025 年 11 月 27 日（木曜日）開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条（目的）につきましては、現行の記載内容を整理するとともに将来の事業展開に備え、事業目的を変更するものであります。
- (2) 現行定款第 23 条（代表取締役及び役付取締役）につきましては、経営体制の機動的な構築を可能とするため、変更を行うものであります。
- (3) その他、号数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2025 年 11 月 27 日（予定）
定款一部変更の効力発生日	2025 年 11 月 27 日（予定）

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに <u>傘下の会社</u> (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに <u>次の事業を営む会社</u> (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. <u>次に掲げる材料の加工、塗装、組立、据付工事、販売、賃貸及び輸出入</u>	1. <u>各種原材料 (有機・無機、天然・合成を問わない。)</u> の加工及び加工製品の企画、設計、製造、組立、販売、据付工事、賃貸、修理、保守、管理及び輸出入
(1) <u>金属材料</u>	
(2) <u>合成樹脂材料</u>	
(3) <u>上記以外の材料</u>	
2. <u>次に掲げる部品・製品の設計、加工、組立、製造、据付工事、販売、賃貸、修理、保守、管理及び輸出入</u>	2. <u>各種製品、部品、装置及び設備の企画、設計、加工、製造、組立、販売、据付工事、賃貸、修理、保守、管理及び輸出入</u>
(1) <u>金属加工製品</u>	
(2) <u>産業用機械器具、電気・電子・通信機械器具、液体・ガスの貯蔵設備、医療機械器具、検査装置、輸送機器</u>	
(3) <u>再生可能エネルギー発電に係る部品・製品・装置</u>	
(4) <u>建築用資材及び住宅関連機器</u>	
(5) <u>防犯、防火、防災及び安全に関する機械器具及び設備</u>	
(6) <u>上記以外の部品・製品</u>	
3. 農林水産物 <u>及び食品の</u> 生産、加工、 <u>仕入及び販売</u>	3. 農林水産物、 <u>食品及び関連製品の</u> 生産、加工、 <u>販売及び輸出入</u>
4. 再生可能エネルギー発電施設の開発、施工、監理、運営、維持、管理及び発電による電力の販売	4. (現行どおり)
5. 電気工事、電気機器設置工事、通信工事及び建設工事	5. (現行どおり)
6. ソーシャルコマース事業	6. ソーシャルコマース事業の <u>企画、設計、開発及び運営</u>

現 行 定 款	変 更 案
7. <u>コンピューターシステム、ソフトウェアの企画、開発、販売、保守</u> 8. 不動産の売買、<u>賃貸及び管理</u> 9. <u>前各号に関するエンジニアリング及びコンサルティング</u> 10. <u>子会社の事業活動に関する経営管理及びコンサルティング</u> (新設) 11. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 第3条～第22条（条文省略） （代表取締役及び役付取締役） 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 3. <u>取締役社長は、業務の執行を統括し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。</u> 4. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u> 第24条～第47条（条文省略）	7. <u>情報処理システム、ソフトウェア、インターネット関連サービス（電子商取引を含む。）の企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運営</u> 8. 不動産の売買、賃貸、<u>管理、仲介及び開発</u> (削除) (削除) 9. <u>その他商業全般</u> 10. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> 第3条～第22条（現行どおり） （代表取締役及び役付取締役） 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2. <u>取締役会の決議によって取締役社長1名、その他役付取締役若干名を選定することができる。</u> (削除) 3. (現行どおり) 第24条～第47条（現行どおり）